

## JOS ニュースレター投稿規定

1. 「JOS ニュースレター」は、日本海洋学会（以降、学会）の和文情報誌として、学会から会員への情報提供、および、会員相互の情報交換の役割を担うことを目的とする。
2. 「JOS ニュースレター」は、原則として年4回発行し、寄稿、シンポジウムや会議の報告記事、学会記事、学界情報、学会の研究会による企画記事、編集委員会による企画記事、その他からなる。
3. 投稿は原則として本会会員に限る。投稿は無料である。
4. 投稿原稿の採否は編集委員会が決定し、場合によっては著者に改稿を求めることがある。また、編集委員会は必要に応じて原稿の字句の加除、訂正を行う。
5. 投稿要領は以下のとおりとする。
  - a. 原稿はテキスト、Microsoft Office Word など一般的な文書ファイルで作成し、編集長（編集担当幹事）宛、メールまたは電子媒体で提出する。
  - b. 原稿には本文の他に、タイトル、著者名、所属、必要に応じて連絡先を含むものとする。また、図表や写真を掲載する場合は、それらの説明文を本文とは別に記載するものとする。
  - c. 原則として、本文に脚注は設けない。
  - d. 引用文献の記載方法は「海の研究」の投稿規定に準ずる。
  - e. 図、写真は一般的な画像ファイル形式、または、PDF ファイルで提出する。Microsoft Office Power Point ファイルで提出することも可能であるが、印刷した場合に不鮮明にならないように、図、写真の解像度に留意する。
  - f. 表は鮮明に印刷できるように出力された画像ファイルまたは PDF ファイルで提出する。表は必要に応じて編集委員会において編集する。
  - g. 原稿の長さ、写真、図・表の数には特に制限を設けないが、印刷時に 1～2 ページ分に収まることを目安とする。なお、印刷時の 1 ページは、図・表または写真 1～2 枚付きの本文で 2000 字程度に相当する。
6. 著者校正は原則として行わない。
7. 投稿された記事の著作権は、明記されている場合を除いて、学会に帰属する。なお、本記述における著作権とは、複製権および公衆送信権（インターネット配信等）に限定するものであり、それにもとづいて学会は、転載の許諾をおこなうことができるものとする。複製権および公衆送信権以外の財産権および著作人格権等は、原則として著作者が留保するものとする。
8. 本規定は、第8巻第2号の出版物から適用する。

了。